

# 平成27年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（新設・拡充 延長・その他）

No	10	府省庁名	農林水産省
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 <u>その他</u> （軽油引取税）		
要望項目名	軽油引取税の課税免除の特例措置の延長（農業関係）		
要望内容（概要）	<p>農業用機械等の動力源に供する軽油に係る軽油引取税の課税免除の特例措置の3年延長。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 農業用機械等の動力源に供する軽油を使用する農業者等。</li> <li>・特例措置の内容 農業用機械等の動力源に供する軽油の引取りについては、所定の手続きを経た上で軽油引取税（32,100円/kl）の課税が免除される。</li> </ul>		
関係条文	地方税法第144条、地方税法附則第12条の2の7		
減収見込額	[初年度] [改正増減収額]	－（▲10,560） －	[平年度] －
要望理由	<p>（1）政策目的 農業生産を行う上で、軽油は必要不可欠な生産資材であり、軽油引取税の免税措置を講じることにより、農業者の生産コストの負担を軽減し、農業者の経営安定と農産物の安定供給を確保することを目的としている。</p> <p>（2）施策の必要性 本税制措置は、軽油使用量の多い規模の大きな農業者を中心に全国約29万人の農業者に活用されており、生産コストの低減や農業経営の安定に重要な役割を果たしている。 今後、国は農業を成長産業にしていくため、全農地面積の8割を担い手へ集約し、生産コストを削減することとしている。これまでに担い手への農地集約が進み、米麦等の土地利用型農業における20ha以上の経営体が耕作する面積の割合は32%を占めるまでに増加している。農業者が規模拡大するためには、大型機械の導入や利用面積の拡大が不可欠である。 一方、軽油は農業生産に必要不可欠な生産資材であり、近年価格が上昇傾向にあるため農業者の経営に深刻な影響を与えている。また、単位面積あたりの軽油使用量はやや増える傾向で推移し、農業経営費に占める軽油費も増える傾向にある。 今後、担い手による成長産業化を進めるため、本軽油引取税の課税免除の特例措置は重要である。</p>		
本要望に対応する縮減案	なし		

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	<p>《大目標》 食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。</p> <p>《中目標》 食料の安定供給の確保</p> <p>《政策分野》 国産農畜産物を軸とした食と農の結び付きの強化</p>															
	政策の達成目標	農業機械等の動力源に使用する軽油について、軽油引取税の課税免除。 軽油をできるだけ安い価格で安定的に供給し、農業者等の経営の安定を図ることにより、農産物の安定供給の確保に寄与する。															
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	平成27年4月1日から平成30年3月31日まで。															
	同上の期間中の達成目標	政策の達成目標と同じ。															
有効性	政策目標の達成状況	<p>平成21年から24年の間に、水稻における10a当たり生産コストの光熱水料(H21:3,804円→H24:4,556円)のうち、軽油(H21:1,162円→H24:1,545円)の割合が増加(H21:30.5%→H24:33.9%)する中、約29万人の農業者は、免税軽油を使用しており、農業者の経営の安定が図られている。</p> <p>なお、主業農家(H24:344千人)に占める免税軽油使用者数(H24:288千人)の割合は、83.7%(H24)と高い。</p> <p style="text-align: right;">(単位:千人)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th>21年度</th> <th>22年度</th> <th>23年度</th> <th>24年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>主業農家数</td> <td>345</td> <td>360</td> <td>356</td> <td>344</td> </tr> <tr> <td>免税軽油使用者数</td> <td>309</td> <td>309</td> <td>297</td> <td>288</td> </tr> </tbody> </table> <p>資料:農林水産省「農林業センサス」「農業構造動態調査」、総務省「道府県税の課税状況等のに関する調」</p>		21年度	22年度	23年度	24年度	主業農家数	345	360	356	344	免税軽油使用者数	309	309	297	288
		21年度	22年度	23年度	24年度												
主業農家数	345	360	356	344													
免税軽油使用者数	309	309	297	288													
要望の措置の適用見込み	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>27年度 (見込み)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>対象者数(千人)</td> <td>288</td> </tr> <tr> <td>適用数量(千kl)</td> <td>329</td> </tr> <tr> <td>減税額(百万円)</td> <td>10,560</td> </tr> </tbody> </table>	区分	27年度 (見込み)	対象者数(千人)	288	適用数量(千kl)	329	減税額(百万円)	10,560								
区分	27年度 (見込み)																
対象者数(千人)	288																
適用数量(千kl)	329																
減税額(百万円)	10,560																
要望の措置の効果見込み (手段としての有効性)	本税制措置を利用する農業者は約29万人と、主業農家の約8割に達する多くの利用があり、農業所得が減少する中、本税制措置は農業者の経営の安定に有効であるとともに、農産物の安定供給の確保に一定程度の貢献をしているところである。																
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	地球温暖化対策のための課税の特例として軽油に上乘せされる税率に係る還付措置															

<p>予算上の措置等の要求内容及び金額</p> <p>上記の予算上の措置等と要望項目との関係</p> <p>要望の措置の妥当性</p>	なし。																													
	本税制措置と同一の目的及び対象要件で交付される補助金等の予算上の措置及び財投による融資制度等は存在しない。																													
	本税制措置を利用する農業者（約29万人）は、主業農家の約8割を占めており、燃料費が高騰する中、生産費のうち軽油燃料費を下げることになるため、農業者の経営安定に資する手段として有効である。																													
<p>税負担軽減措置等の適用実績</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>20年度 (実績)</th> <th>21年度 (実績)</th> <th>22年度 (実績)</th> <th>23年度 (実績)</th> <th>24年度 (実績)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>対象者数(千人)</td> <td>313</td> <td>309</td> <td>309</td> <td>297</td> <td>288</td> </tr> <tr> <td>適用数量(千kl)</td> <td>308</td> <td>322</td> <td>333</td> <td>336</td> <td>329</td> </tr> <tr> <td>減税額(百万円)</td> <td>9,894</td> <td>10,329</td> <td>10,693</td> <td>10,786</td> <td>10,560</td> </tr> </tbody> </table> <p>資料：総務省「道府県税の課税状況等の関する調」</p>	区分	20年度 (実績)	21年度 (実績)	22年度 (実績)	23年度 (実績)	24年度 (実績)	対象者数(千人)	313	309	309	297	288	適用数量(千kl)	308	322	333	336	329	減税額(百万円)	9,894	10,329	10,693	10,786	10,560					
区分	20年度 (実績)	21年度 (実績)	22年度 (実績)	23年度 (実績)	24年度 (実績)																									
対象者数(千人)	313	309	309	297	288																									
適用数量(千kl)	308	322	333	336	329																									
減税額(百万円)	9,894	10,329	10,693	10,786	10,560																									
<p>「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績</p>	<p>軽油引取税の課税免除の特例措置</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">適用総額の種類</th> <th colspan="2">適用総額(千円)</th> </tr> <tr> <th>23年度</th> <th>24年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>税額</td> <td>91,311,885</td> <td>94,380,805</td> </tr> </tbody> </table>						適用総額の種類	適用総額(千円)		23年度	24年度	税額	91,311,885	94,380,805																
適用総額の種類	適用総額(千円)																													
	23年度	24年度																												
税額	91,311,885	94,380,805																												
<p>税負担軽減措置等の適用による効果(手段としての有効性)</p>	本税制措置を利用する農業者は約29万人と、主業農家の約8割に達する多くの利用者がおり、農業所得が減少する中、本税制措置は農業者の経営の安定に有効であるとともに、農産物の安定供給の確保に一定程度の貢献をしているところである。																													
<p>前回要望時の達成目標</p>	生産コストの低減により農業者の経営の安定を図り、農産物の安定供給を確保することを達成目標としている。																													
<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	農業者の経営環境が依然として厳しい中、燃油価格が高騰しているため。																													
<p>これまでの要望経緯</p>	平成21年度税制改正により、道路特定財源から一般財源化され、平成24年3月31までの適用期限が設定された。また、平成24年度税制改正により、3年延長され、平成27年3月31日までの適用期限が設定された。																													